

マイナ免許証をお持ちの方へ

令和7年9月1日からマイナ免許証が記録されたマイナンバーカードを更新する際に新しいマイナンバーカードに情報引継ぎができるようになりました。

※免許センター等で免許情報の記録を行う必要がなくなりました。

免許情報の引継ぎができる方

次の①～③の条件を全て満たしている方が対象になります。

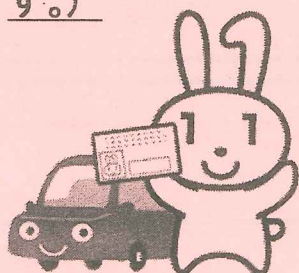
- ①あらかじめ免許センター等で、署名用電子証明書の提出又は住所変更ワンストップサービス等の利用開始申請を行っている方
- ②交付申請書に記載の申請書IDやQRコードからオンラインでマイナンバーカード交付申請を行う方
- ③上記②の申請時に、署名用電子証明書の発行を希望する方

免許情報の引継ぎができない方

※いずれかに該当する場合は、免許センター等で手続きが必要です。

- 郵送による申請や市町村窓口での申請でのマイナンバーカード更新や、マイナンバーカードの紛失や破損等を理由とした再交付の場合
- 氏名や住所に外字が含まれている場合
- マイナ免許証の継続利用の希望をしたが、申請後に免許停止になった場合 …など

▲ 通常の免許証がなくマイナ免許証のみをお持ちの方は、新しいマイナンバーカードに免許情報が登載されないため、自ら自動車を運転して来庁しないで下さい。(該当者には、黄色い用紙の注意事項を同封します。)

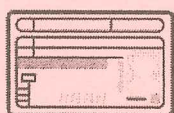


マイナ免許証については裏面をご覧ください

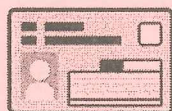
マイナ免許証とは

運転免許情報の記録がされたマイナンバーカードです。マイナンバーカードと免許証の一体化の手続きは、運転免許センターや住所地の警察署で行うことができます。

運転免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

便利なマイナ免許証でできること

- ①氏名、住所等の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。(※マイナ免許証のみ保有者に限る)
- ②マイナポータルとの連携で、免許更新時講習をオンラインで受講できるようになります。(※優良運転者講習、一般運転者講習に限る)
- ③住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続（経路地更新）が迅速化されます。(※優良運転者、一般運転者に限る)
- ④マイナ免許証は、通常の免許証と比べて更新手数料が安くなります。
＜例＞通常の免許証 2,850 円 マイナ免許証のみ 2,100 円

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要です。一体化の手続前に6～16桁の署名用電子証明書を予め準備してください。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、詳しくはこちらのサイトをご覧ください。



警察庁ホームページ

【マイナ免許証に関するお問い合わせ】

山形県警察本部交通部運転免許課（山形県総合交通センター）

電話：(023) 655-2150 音声ガイダンス→②オンライン更新時講習含む講習関係

受付時間：平日8:30～17:15

⑧マイナ免許証等について

⑨その他

【マイナンバーカードに関するお問い合わせ】

真室川町役場町民課住民係 電話：(0233) 62-2054